

## メキシコのフェミニズム運動と女性政策

松 久 玲 子

### 要 旨

La intención de este artículo es analizar la influencia del feminismo en la política en México desde la perspectiva de género y hacer un balance del feminismo mexicano del siglo pasado, a través de su historia.

En el movimiento feminista de la primera época desde fines del siglo 19 hasta principios del siglo 20, se obtuvo alguna igualdad jurídica entre hombres y mujeres a cambio de que la mujer se encargara de un rol basado en la maternidad para contribuir a la nación a través de su hogar, esto le costó al movimiento feminista la decisión voluntaria de la maternidad, o sea perder el derecho de la mujer de decidir sobre la sexualidad y la reproducción.

En la segunda época del movimiento feminista desde los fines de los sesenta hasta la actualidad, se ha desarrollado el movimiento con la siguiente temática;

- 1) decisión autónoma sobre sexualidad y reproducción (maternidad voluntaria)
- 2) lucha contra la violencia sexual
- 3) labores femeninas
- 4) participación política de las mujeres

Las feministas han enfocado los problemas propios vinculándolos con los de la sociedad mexicana, aprovechando el marco de “Género y Desarrollo” que propusieron las Naciones Unidas como estrategia.

En la década de los noventa la participación política de las mujeres se ha dado a la par del avance de la democratización latinoamericana. La introducción del “índice de empoderamiento del género (IEG)” en la sociedad global, y la idea de introducir un sistema de cuota en las elecciones, permitió el aumento del número de diputadas en el congreso federal y en las asambleas de los estados, de esta manera las feministas tuvieron la oportunidad de proponer políticas suprapartidistas de género, entre las cuales la maternidad voluntaria y la despenalización de aborto han sido puntos críticos y de combate hasta la fecha.

Desde el origen del feminismo en México, la despenalización del aborto ha sido el símbolo de la lucha por conseguir el derecho a la sexualidad y a la reproducción voluntaria. Sin embargo este logro sólo se ha obtenido parcialmente con la colaboración de los partidos de izquierda y en lucha continua contra el conservadurismo y el movimiento Pro-vida, en las entidades donde dominan los partidos de derecha como el PAN, la demanda feminista sigue sin obtener aprobación.

キーワード：メキシコ, フェミニズム運動, オフィシャル・フェミニズム, 性と生殖の権利

## はじめに

本論は、メキシコのフェミニズム運動が近代のメキシコ政府の女性政策に与えた影響を歴史的に跡づけようとするものである。1960年代末から始まった第二波フェミニズム運動の中で生まれた女性学およびジェンダー研究とともに、第一波フェミニズム運動の歴史が明らかにされてきた。フェミニズム運動は、さまざまな階層の女性たちによって展開されてきたが、運動主体としての女性を可視化することに焦点があてられた。それは、歴史の中で不可視化されていた女性の歴史を回復するという意味において大きな意義をもったが、J. W. スコットが警告したようにフェミニズムがゲッター化され<sup>1)</sup>、フェミニズム運動と他の社会運動との相互作用やフェミニズム運動と国家の政策化過程における交渉については、十分に検証されて来たとは言いがたい。

現在、女性学ならびにジェンダー研究<sup>2)</sup>が学問領域において一定程度の定着をみる一方で、女性への差別は複雑化し、その結果、一般には差別が見えづらくなってきた。女性の権利が拡大する一方で、フェミニズム運動そのものの求心力は社会的に弱まってきたかに見える。第一波フェミニズムや第二波フェミニズム運動の初期における女性の状況と比較すれば、女性の権利や社会的進出は確実に前進してきた。それは、フェミニズムの要求を政府や国際社会がある部分において政策化したことで前進した面があるが、一方で政策化される過程で、フェミニズム運動の主張のいくつかは切り捨てられ、利用されてきたという現実が存在する。まさに公的領域の政策決定の場でジェンダー・ポリティクス（ジェンダーをめぐる権力関係）が起動し、結果として形成されたのがオフィシャル・フェミニズム政策だと言えよう。

本論では、19世紀末から20世紀初頭の第一波フェミニズム運動と1960年代末から現在に至る第二波フェミニズム運動をたどり、20世紀においてフェミニズム運動が国家の政策に与えた影響を跡づけるとともに、政策化の過程でフェミニズム運動が何を、何を失ったのかを明らかにし、メキシコのフェミニズムの社会運動としての成果を検証したい。フェミニズムの政策化の意味を検証することにより、これからのフェミニズムの在り方を考える契機としたい。

## 1. 第一波フェミニズム運動と母性主義政策

フェミニズムとは、女性解放思想・運動のことであり、社会に性差別が存在するという認識を前提としている。第一波フェミニズムは、19世紀末に始まり20世紀初頭に興隆し、女性参政権運動に象徴される市民権や法的権利の平等を達成することにより性差別をなくすことを掲げた。まず、先行研究に依拠してメキシコの第一波フェミニズム運動をたどる。

### 1.1 先行研究に見る第一波フェミニズム運動史

メキシコの女性史は、初期においてアメリカ合衆国の女性史研究の影響を受けて形成された。1978年にアメリカ合衆国で、ラブリンが編集したラテンアメリカ女性史の論文集『ラテンアメリカの女性たち』が出版された(Lavrin 1978)。この論文集は、16世紀の植民地時代、独立期、19世紀から20世紀初頭までを含み、地域的にはメキシコ、ブラジル、ペルー、独立期のグランコロンビア、アルゼンチンにまたがる論文集である。ラブリンによれば、過去の歴史学における女性の視点は、女性の実際の行動よりも教育や法律などの文化規範を反映した資料から女性を描い

ている。特に個人的な偉業や社会的逸脱などによって匿名性を逃れた女性が取り上げられており、大部分の一般の女性を代表するような女性を取り上げていない。これはスペイン語文献やポルトガル語文献に共通する傾向であると述べている。ラブリンは、歴史の中で匿名化された女性たちを社会集団としてとらえ、女性たちの社会・経済的活動への参加を明らかにすることにより、ラテンアメリカの女性たちが生きた過去の歴史的状況を理解し、再構築しようとした。

1970年代から80年代初頭にかけて、アメリカ合衆国のラテンアメリカ研究者によって、メキシコ革命における女性の参加が取り上げられ (Soto 1979)、その過程で第一波フェミニズム運動の存在が明らかにされた (Macías 1982)。アメリカ合衆国における既存のメキシコ革命研究は、政治、外交問題が中心テーマだった。この分野では、女性が限定的な役割しか果たすことができなかったために、革命への女性の貢献が無視された、とソトは批判している (Soto 1979, 1)。ソトは、1940年までのメキシコ革命期における女性の参加を跡づけ、特に30年代の女性の権利獲得運動について初めて取り上げた。資料が存在するにもかかわらず、無視されてきた第一波フェミニズム運動を、ソトは初めて紹介した。続いて1982年にマシーアスにより1890年から1940年までの第一波フェミニズム運動に関する『あらゆる不平等に抗って』 (*Against all Odds*) が出版された。マシーアスは、既存の女性史が参政権運動だけを取り上げているが、参政権は当時のフェミニストの関心の一つにすぎないと指摘している (Macías 1982, vii)。

マシーアスの著書は、2002年にスペイン語に翻訳、出版され「最も完全なフェミニズム運動史」 (Ramos 2008, 48) であるとメキシコでも高い評価を与えられている。マシーアスは、なぜメキシコ史の中でフェミニズム運動の存在が否定されてきたのかについて、六つの理由をあげている。それは、①ラテンアメリカに共通する男性優位主義 (マチスモ) の存在、②カトリック教会との対立、③フェミニズム運動におけるリーダーシップの継続性の欠如、④アルバラード、カリーリョ＝プエルトを例外として、政府による公的支援の欠如、⑤『エクセルシオール (*Excelsior*)』誌による反フェミニズム・キャンペーン、⑥メキシコのフェミニストたちは中間階層出身者で生計を立てるために働く必要があり、運動に専念できなかったこと、である (Macías 1982, xiii-xv)。伝統的な教育や女性規範を維持しようとするカトリック教会と保守層は、保守的新聞を通じてフェミニズム運動を蔑視し過小評価した。こうしたフェミニズム運動に対する社会の反応とともに、マシーアスはリーダーシップの継続性の欠如や中産階級の女性たちの問題をフェミニスト自身の問題としてあげている。

メキシコの第一波フェミニズム運動は、女性の法的権利や市民権の平等を求めて闘い、1930年代の女性参政権運動を頂点として興隆し、各州議会で女性参政権が承認された。しかし、カルデナス大統領の政治判断によって女性参政権発効の署名がされなかったため、法制化されず、フェミニズム運動は急速に勢いをなくしていった。しかし、フェミニストによる活動は、マシーアスが指摘したように参政権運動だけではない。労働運動や教育運動そして衛生分野での活動など、まだ可視化されてはいない部分が存在している。そして、それらの活動がどのようにメキシコの国家再建過程に統合されていったのかは十分明らかにされていない。「メキシコのフェミニストたちは中産階級出身で生計を立てるために働く必要があり、運動に専念できなかった」とマシーアスはフェミニズム運動の問題点を指摘しているが、中間層出身で生計を立てるために仕事を持ち、職業人として公的領域における活動にかかわったからこそ、政策決定に関わりフェミニストの視点から施策に参加する機会を得、労働者階層を視野に入れた展開が可能になるなど、メキシコの

社会変革に対応した活動を模索できたのではないだろうか。フェミニストが公職に就くことにより、国家にからめとられたという図式化ではなく、国家政策の一端に加わることで具体的にどのような影響を政策に及ぼすことができたのかを問う必要がある。フェミニズム運動史研究は、メキシコ革命過程の一環としての女性解放の過程を解明した。革命運動に参加し、欧米のフェミニズム思想の影響を受けながら、市民権の拡大を目指した運動を担った中間層の女性を、個人の偉業としてではなく、社会集団としての組織的運動の中で提示したことは重要である。

メキシコでは、女性学の拠点として、1976年にフェミニズム雑誌『フェム』(*Fem*)が刊行され、フェミニズム運動の機関紙として運動の情報交換や女性学の発表の場となっていた。1983年にメキシコ大学院大学にPIEM (Programa Interdisciplinario de Estudios de la Mujer)が設立され、1992年に国立メキシコ自治大学にPUEG (Programa Universitario de Estudios de Género)が開設されて女性学の研究拠点ができ、国立歴史人類学研究所や大学などでも女性学研究組織が形成された。これらの研究機関を中心として、1980年代末以降フェミニズム運動史、女性史の重要な研究が行われてきた (Lau 1987; Tuñón, J 1987, 1991; Ramos 1987; Tovor 1996)。

PIEMの「メキシコ史の中の女性」プロジェクトの成果として刊行された『存在と不可視性』は、女性が目に見えない存在となっているがゆえに、歴史認識も歴史の中での集団としての役割の記憶も女性には存在していないと述べ、地域研究や統計資料、日常の行動に関する史料から女性の存在を可視化し、取り戻すことを目指した。また、単に女性を可視化するだけではなく、特定の時代や空間における女性の存在の意味、重要性を評価するような歴史的説明を加えることにより、既存の歴史学の視点を転換することを目的とした (Ramos coord. 1987)。

『女性とメキシコ革命 1900-1917』(Lau & Ramos 1993)は、メキシコ革命への女性の参加を可視化し、フェミニズム運動へと展開される女性参加の継続性を明らかにすることを意図している。これらの研究は、それまでの研究においては、良くも悪くも例外的な存在である女性が歴史上で取り上げられたのに対し、伝統的歴史学の中で目に見えず「透明な」存在であった匿名の女性を、主には中産階級層の女性たちであるという限界はあったが、社会集団として歴史的な脈の中で可視化しようとしてきた。

女性の可視化に焦点をあてたメキシコの女性史研究の方向性に影響を与えたのは、前述のJ. W. スコットの問題提起だった (Scott 1988)。スコットは、「ジェンダー」という女性学の概念を理論的に精緻化することにより、女性史のゲッター化からの脱出と歴史学の政治性に対する鋭い批判を展開した。「ジェンダーは政治を構築し、政治はジェンダーを構築する」という認識のもとに、ジェンダーは権力関係であるという視点は、メキシコのジェンダー研究にも影響を及ぼした (Ramos 2008, 36)。1990年代以降の女性史研究は、ジェンダー関係に影響を及ぼす国家政策、植民地時代から20世紀にいたるラテンアメリカの国家の形成とジェンダーの関係が中心的テーマとなっ行って行なわれた (Dore 1997, 2000)。90年代には、PIEMやPUEGを中心として、国家との関係における女性の政治活動や経済、家族に関するテーマが深められた。特に、19世紀とメキシコ革命期については、女性の革命への参加が重要なテーマとなる中で、女性参政権を中心としたフェミニズム運動に関して多くの研究が蓄積された。

ディアス時代からメキシコ革命期 (1910年から40年まで)の女性史研究では、メキシコ革命への女性の参加と国家再建期の女性の政治参加、特に女性参政権運動をめぐる研究は豊かな成果が見られる領域である。エスペランサ・トゥニョンは、女性の政治参加をテーマに第一波フェミニ

ニズム運動における女性組織の活動を解き明かした (Tuñón, Esperanza 1992)。フェミニズム運動の要求が女性参政権獲得運動へ収斂され、統一戦線を形成する過程で、フェミニズム運動内の多様な政治的要素、政党との関係を描き出し、女性参政権をめぐる国家とフェミニズム運動の関係、国家による政治プロジェクトへの女性の動員の過程を明らかにした。エスペランサ・トゥニョンの論考は、カルデナス政権において参政権獲得寸前まで行きながら最後に大統領の判断で付与されなかった1938年の挫折までで終わっているが、その後の参政権獲得までの女性と参政権の関わりを跡づけたのが、エンリケタ・トゥニョンの論考である (Tuñón, Enriqueta 2002)。前者がフェミニズム運動の組織に関心の中心があったのに対し、後者は第一波フェミニズム運動の参政権運動の結末から始まり、人口的側面や女性の社会進出との関係に着目し、フェミニストだけでなく市町村選挙での一般の女性の行動や議会での議論を中心に置いて、1953年の最初の女性参政権の行使までを跡づけている。

第一波フェミニズム運動は、女性参政権運動へと収斂していくが、マシーアスが指摘したように、その間、フェミニストたちは革命運動や国家再建への参加を通じて、女性のその他の関心を実現しようとした。次に国家の近代化政策との関連において、フェミニズム運動を見てみたい。

## 1.2 第一波フェミニズム運動と近代化政策

### 1.2.1 19世紀末から20世紀初頭の第一波フェミニズム運動

19世紀末のディアス時代末期からフェミニズム運動の萌芽が始まった。ディアス時代には外資導入による産業の発展にともない、社会的変化が加速し、女性たちも工業労働者として労働市場へと駆り出された。また、ディアス時代の近代的教育政策により女子師範学校や女子中等学校、女子職業学校が設立され、教師をはじめとする、いわゆる職業婦人たちが出現した。女子実業学校で学ぶ植字工の女性たちの手により、メキシコ初の女性雑誌『アナワックの娘たち』が刊行されたのもこの時期である。

教育を受けた中間層の女性たちが中心となりフェミニズム運動を推進するが、最初に女性たちが要求したのは教育だった。当時の女性たちは、「美しい性」と言われながら、法的にも社会的にも「弱い存在」、劣等的存在として扱われていた<sup>3)</sup>。女性の本来あるべき場所は家庭であることを所与として、男性と同様に知性を磨くことによって劣等性の刻印を消し去り、家庭という私的領域において異なる役割を引き受けつつ男女の平等を主張した。そして、子どもを育て、教育するために、女性の知的発展のための教育を要求した。

ディアス時代の近代化政策のもとで次第に台頭した中間層の間で、ディアス体制への不満が高まり、ポルフィリオ・ディアスへの反再選運動が激化する中で、女性たちもまた、メキシコ革命運動に参加し、社会変革による女性の解放を目指した。女性たちはさまざまな立場から、ディアスに対する反再選運動からメキシコ革命へと続く社会変革運動に参加した。特に、メキシコ社会変革運動に参加したフェミニストたちにとって、社会変革と女性解放は女性の地位向上のための両輪だった。一例をあげれば、女性独自の自由主義政治クラブ「ベニート・フアレス」を設立し、グアナファトで『宵の明星』を発行して労働運動を組織したフアナ・グティエレス＝デ・メンドサ (Juana Gutiérrez de Mendoza)<sup>4)</sup> は、反再選運動を組織した自由党の急進派であるマゴン派に加わった。マゴン派の女性たちは、メキシコ連邦区にある紡績工場の「みつばち」、「マグダレナ」、「サンタ・テレサ」、「アリ」などの女性繊維労働者たちを中心に「アナワックの娘たち」を組織し、

革命運動に参加した。「アナワックの娘たち」は、「最大労働時間8時間、生活費に見合う最低賃金の獲得」をスローガンにかかげて、家事労働者や工場労働者の労働条件の改善を要求した。

また、カランサの率いる護憲派にカランサの私設秘書として加わったフェミニストのエルミラ・ガリンド (Elmira Galindo)<sup>5)</sup> は、1917年の家族関係法の成立に大きな影響をおよぼした (Trinidad 2001)。1917年に立憲軍最高司令官カランサにより公布された家族関係法の前文では、家族を社会の基盤、家族制度の改革は社会変革に不可欠と位置づけている。教会法を否定し、婚姻手続きの簡素化による市民婚を前提として、夫婦の対等な権利と義務が示され、婚姻における女性の地位改善、権利保護がうたわれている。家長が絶対的権力を握ることを否定し、夫の家計維持義務(42条)、妻の家事義務を規定した。家庭内における性別役割分担を前提に、妻は就労の際に、夫の許可を要することが規定された(44条)。ガリンドは、フェミニズム雑誌『現代女性』(*La Mujer Moderna*)を、カランサが暗殺されるまでの4年間にわたり刊行した。

1916年には、ガリンドの提案で、ユカタン州知事アルバラード<sup>6)</sup>によりメキシコ初のフェミニズム会議であるユカタン州フェミニズム会議が開催された。アルバラードは、その召集通知前文で、女性が新しい世代を養育し、子どもの教育の手本となるような法律上の身分、公正な権利と教育の獲得が必要であり、そのために女性を解放し教育するための手段を諮問すると述べた(松久編 2002, 132)。メキシコ初のフェミニズム会議で、女性解放のための手段として教育の在り方が問われたのである。

ガリンドは、自らは参加できなかったフェミニズム会議のために「未来の女性」(*la mujer provenir*)と題する演説の原稿を寄稿した。この中で、女性の性的本能について述べ、「女性は知識を獲得することにより、性的欲求をコントロールする」ことで、心と体の調和の取れた発達が可能となると主張した。さらに、ガリンドは、優生学的な立場から優良な国民の形成を視野に入れた女性の教育の必要性を論じた。ガリンドの演説は、従来のカトリックに基づく女性規範と対立し、カトリックの伝統的教育を正面から批判したものであるとともに、再生産領域における国家への女性の貢献を意識したものであった。

アルバラードの諮問に対するフェミニズム会議の答申では、まず、伝統的教育に対して合理主義学校教育<sup>7)</sup>の支持を決議した。また、女子教育に関しては、女性の第一義的な場は家庭であり、小学校では家庭における具体的な作業を学ぶことを前提としながら、必要に迫られ女性自身で生計をたてなければならない場合、女性が職業を持つために職業教育を提供すべきであるとした。女性が担うべき公的な役割は、「男性と知的に平等である女性は男性が担うあらゆる職業、公職に就くことが可能である」ことを認めながら、男女の公的領域と私的領域の棲み分けの均衡を根本的に壊す選挙権については、会議の決議において非常に慎重な態度を表明した。

ユカタン州フェミニズム会議の決議では、①女性の参政権への議論がメキシコで始まり、②女性のセクシュアリティ、性と生殖に関する女性の自律的管理のための性教育や女性の教育が取り上げられ、③女性の役割について私的領域における再生産活動、つまり出産と子育て、家庭の経営が、国家や国家の近代化と結びついて議論されたことは重要である。その影響は州内だけではなく、その後の全国のフェミニズム運動に指針を与えたという意味で、非常に重要な会議だった。この会議において提案されたいくつか方針は、ユカタン州においてカリージョ＝プエルト州知事時代<sup>8)</sup>に、離婚法、産児制限、州レベルの女性の参政権付与など、さらに急進的な政策として実施された。

1922年には、マルガリータ・ロブレス＝デ・メンドサにより、汎アメリカ大陸女性同盟メキシコ支部が設立された。この組織は、アメリカ合衆国の影響を受け、メキシコの女性参政権を推進した。1923年には、メキシコ市で汎アメリカ大陸同盟フェミニズム会議メキシコ大会が開催された。この会議には、メキシコの20州から代表が送られ、100名が参加した。会議では、アメリカ合衆国のフェミニズムの主流となっていた市民権と労働権の平等を求める決議が行われた。一方で、産児制限運動を行っていたユカタン州出身のエルビア・カリージョ＝プエルトらのフェミニストたちから、自由恋愛と女性の性と生殖に関する自律的管理、つまり産児制限と性教育について議論する強い要求があった。これに対して、会期の2日間がこのテーマに関する討論に充てられたが、革命の内戦による人口の減少と高い幼児死亡率により人口増加率が0.5%にすぎず、人口増加の停滞に悩んでいるという状況のもとで、決議には取り入れられなかった。また、フェミニストの間でも、「性教育」や「産児制限」という言葉自体に拒否感が示された。汎アメリカ大陸女性同盟第一回メキシコ会議の決議では、女性の政治的権利、法的平等、女性労働者の保護、母性保護などを要求した<sup>9)</sup>。

### 1.2.2 フェミニズム運動と革命期の諸勢力

メキシコ革命においては、社会変革を志向する政治勢力とカトリック教会を中心とする保守層の間の対立にフェミニズム運動も巻き込まれた。メキシコ独立以降、自由主義と保守主義との対立が続いていたが、ディアス時代にはカトリック教会との対立はほとんど顕在化しなかった。メキシコ革命運動の過程で、急進化する革命勢力とカトリック系の保守派との対立が次第に激化した。1917年憲法は反教権的姿勢を明確に示したものであり、その後1917年憲法に基づく政策が実施され、カジェス時代にはクリステロスの乱によって政府とカトリック教会の対立は頂点をむかえた。

大多数の女性たちは敬虔なカトリック教徒だと考えられ、社会変革を目指す政府は、カトリック教会の「伝統的くびきから女性を解放」し、近代国家形成に向かって女性たちを市民として統合しようとした。フェミニズム運動は、社会変革を志向する政治勢力にとって、女性を動員するための重要な活動だった。その一つが労働運動だった。メキシコ革命において、「世界労働者の家」を中心として労働運動が展開された。「世界労働者の家」には、運輸関係の労働者や製造業に雇用されている人々、サービス関係の労働者、学生、教師などが集った<sup>10)</sup>。カトリック教会の影響の強い既存の教育に対して、これらの教師たちを中心に、新しい理念と教育法に基づく合理主義学校運動が展開された。その後、1918年に「メキシコ労働地域連合」(la Confederación Regional Obrera Mexicana, 以下CROMと略す)が結成され、1919年には政党組織として「メキシコ労働者党」を結成した。CROMは合理主義学校運動を大会で公式に支持した。合理主義学校は、その後ユカタン州でアルバラード、カリージョ＝プエルトのもとで公立学校に取り入れられ、タバスコ州でもガリドにより導入された。この合理主義学校運動に、教師を中心としてフェミニストたちも参加した。ユカタン州フェミニズム会議の第一諮問「伝統のくびきから女性を解放するためにとられるべき社会的方策は何か」に対して、合理主義学校が支持された背景にはこうした労働運動とフェミニズム運動の連携があった。

フェミニズム運動を支持する女性たちにはさまざまな社会層の女性たちが含まれていた。保守層の女性たちの中にも、カトリック規範のもとで新たな女性の社会参加を模索する女性たちもい

た。フェミニズム運動の興隆の中で、カトリック教会の影響のもとにある保守的とされる女性たちは、社会変革の中で、単にカトリック教会の意のままに動いていただけではなく、新しい規範を模索しようとした。1920年に「女性の宗教的、倫理的、経済的利益を推進し、強化する」ことを目的として、「メキシコカトリック婦人連合」(Unión de las Damas Católicas Mexicanas, 以下UDCMと略す)が設立された。当時、連邦政府の政策は、表向きは反教権主義であっても実質的には、カトリック教会による女性の組織化が国家と衝突する状況ではなかった。カトリック教会は、宗教教育が社会の危険思想を抑制する役割を果たしていると考え、非宗教教育は、特に女性にとっては、贅沢、他人への無関心、虚栄への関心など社会に流布する問題の根源だと考えた。UDCMは、カトリック教会の提示する女性規範と、社会的変化の乖離を縮め、カトリックを信じる女性たちの倫理的支柱となろうとした。カトリック教会は女性の政治への参加も禁止したが、UCDMは政治的参加とは女性の参政権を意味し、教育事業や女性労働者の組織化、デモへの参加などは政治的行為ではないと解釈した。UDCMは、教育部門の活動に熱心で、メキシコ市の教育部門は識字教育にも積極的に協力した。教育を受けたカトリック教徒が、宗教を擁護すると考え、子どもや労働者のために学校を設立し、支援した。UDCMは、女性の社会的活動の拡大を図るが、公的領域に女性が参入するための正当化の手段として、母親であることに基盤を置いた。UDCMの設立当時、連邦政府の政策は、表向きは反教権主義であっても実質的には、カトリック教会による女性の組織化が国家と衝突する状況ではなかった。しかし、カジェスが政権につき、反教権主義的政策が強化され、次第にカトリック教会との対立が深刻化するとともに、UDCMの活動も制限された。UDCMの学校、組合、売春婦の更生訓練などの活動は、社会活動を通じた革命への参加の可能性を秘めていたが、クリステロスの乱でUDCMはカトリック教会に忠実であることを迫られた。連邦政府は、教育や福祉プログラムから禁酒運動まで、女性を動員しようとしたが、一方でカトリックに第一に忠誠心を持ち、政治的に利用されるカトリック女性は、連邦政府から次第に危険視されていった(Shell 2007)。

1920年後半から、女性参政権をめぐる、さまざまな立場からのフェミニストの政治参加が見られた。1929年に国民革命党がカジェス大統領により設立されると、国民革命党の下部組織として女性参政権の獲得を目指すフェミニストと共産党系のフェミニストの間での方針をめぐる対立が顕在化した。国民革命党傘下の「フェミニスト革命党」は、メキシコ女性連合を組織し、国民革命党に女性参政権を要請した。これに対し、国民革命党は、1932年に「憲法は女性の選挙権は否定していない」という公式見解を発表した。フェミニスト革命党を率いるマリア・リオス＝カルデナスは、女性参政権獲得を最優先するとともに、女性の問題は女性による解決が必要であるとして、それを支持する国民革命党に女性を動員しようとした。

一方、共産党系の女性たちは、基本的に「女性固有の問題は存在しない」「女性の問題は階級闘争により解決される」という共産党の方針に従い、階級闘争を優先させる方針を取っていた。この間、カルデナスが大統領となり、1934年には憲法第三条を改正し「社会主義教育」を掲げて、農民・労働者組合を基盤とするコーポラティズムの政治体制を取った。メキシコ共産党は第三インターナショナルの路線に従い、カルデナスには敵対的だったが、1934年から反ファシズム闘争を掲げた国際共産主義の路線変更に従い、カルデナス体制に同調した。また、共産党指導部は女性運動の戦術的重要性を考慮し、女性に関わる問題を重視し強化する路線を取った。1935年には、国民党系と共産党系の女性活動家たちにより、女性の選挙権獲得を共通目標とした女性の統一組



織「女性のための権利獲得統一戦線（FUPDM）」が設立された。

こうした女性参政権運動の盛り上がりに対して、カルデナス大統領は1937年にベラクルスで女性参政権要求に応える演説を行った。同年11月に議会で憲法34条の改正論議が開始され、12月には議案となり、1938年7月に可決された。1938年8月には大部分の州で批准されたが、選挙で女性票がカトリック系の保守派に流れることを恐れたカルデナス大統領は官報に34条の改正を公布せず、女性参政権はたなざらしとなった。その後、参政権運動に陰りがみられたが、制度的革命党を支持することにより市町村レベルの参政権を獲得し、国際的な女性参政権付与の潮流に押されて、最終的に連邦レベルで女性参政権が施行されたのは1953年だった<sup>11)</sup>。

### 1.2.3 国家再建政府における母性主義政策

国家の近代化をすすめる再建政府にとって、国民の量と質に関する人口問題は重要な関心事だった。メキシコでは、革命による人口減少（1910年1500万人、1921年1430万人）と人口増加の停滞、高い乳児死亡率を背景に、ラマルク主義的優生学の影響を受け、公共衛生政策が学校教育と結びついて、優生学を支持する医師たちと政府の連携で推進された（Urias 2007, 103-147）。

1921年にメキシコで第一回児童会議が開催され、優生学、学校衛生、小児内科、小児外科、教育、少年法の部会が設けられたが、この会議の方針がその後のメキシコの公共衛生政策を決定した。児童会議では、メキシコ社会の未来を担う児童の環境を改善する方策として、医療専門職、医師の監督のもとでの学校教育と衛生分野での環境改善施策、母親と将来母親となる女性への育児学の普及、家庭外で働く母親に代わって育児を担当する機関の設立による幼児・児童の環境の改善などの措置を通じた予防的優生学の方針が提示された。カジェス政権（1924年-28年）において、政府による優生学的政策はさらに強化、継続された。1925年には、一般公共衛生規則（Reglamento General de Salubridad Pública）が施行された。さらに、1926年に衛生法（Código Sanitario）が導入され、結婚前の医療検査が実施された。

1930年代に入り「メキシコ・人種改良優生学会」が設立されると、優生学者たちは「社会的退化」を阻止するための公共衛生政策や教育政策への発言を強めていった。それとともに、物理的、倫理的に女性の生殖機能の管理への政府の介入を要求し、家庭外で働く女性とその性的行為を問題化した。避妊とともに優生学において問題となったのは中絶だった。「メキシコ・人種改良優生学会」は、会則で「中絶は道徳的、生物学的理由から非難されるべきだ」として、基本的に中絶には反対したが、一部の熱心な優生学者たちは、中絶が人口の質を改善するための国家の道具だと考えていた。しかし、一般にはメキシコの優生学は、中絶といった極端な方法の採用ではなく、長期の移民政策、混血、教育などによって生殖の質を変化させるべきだと考えた（Urias 2003, 314）。優生学協会は、ペルーで開催された人口会議の決議を受け、メキシコ政府に学校教育に「種の退化」を防ぐため、性教育を導入するよう要求した。

一方、フェミニストたちは、女性の家庭を通じた国家に対する貢献により、国家の再建に参加し、女性の参政権を勝ち取ろうとした。社会主義フェミニストは性教育とともに避妊法による女性の身体管理と性と生殖の自己決定を提案し、ユカタン州では避妊のためのパンフレットを、フェミニズム組織を通じて配布した。これは、ユカタン州の保守層の反感だけでなく、首都圏でも問題とされた。全国紙のエクセルシオールは、「母の日」の行事化をよびかけることにより、母性を礼賛し、避妊を母性の否定として非難した。フェミニストの間でも、避妊や性教育に関する合意

を見ることができなかった。むしろ、母の日のキャンペーンに公教育省を巻き込み商業ベースでの行事化を展開することで、母性主義は社会的な支持をえた。

公教育省は、健康な国民を産み育てることにより「種の退化」を防ぎ、国家に貢献する母性主義教育を女子教育の基礎に据え、その制度化を推進した。そのひとつは初等教育に女子を対象とした家庭科教育を導入し、家政管理と育児というジェンダー役割を定式化したことである。女子師範学校において家政学がカリキュラムの中におかれ、家政学校では「科学的」な育児学や衛生学が教えられた。また、職業技術教育機関のひとつとして「家庭学校」が設立され、男性と競合しない領域の職業分野における技術訓練とともに、育児学や衛生学に基づく「科学的」な家事知識の伝達が行われた。女性を対象とした教育は、性分業とジェンダー役割を制度化し、家庭学校や女子職業技術教育を通じて女性の教育が中間層の主婦と労働者階層の女性のための教育に階層分化されていった。

さらに、公教育省は「母の日」を学校行事化することにより、母性を称揚する学校文化を形成した。公教育省は識字教育や衛生教育の普及・拡大のために女性を動員したが、本来女性があるべき場である家庭の外に女性を動員する方策として、女性が本来もつとされる精神的母性と教育の適合性が強調された。特に、女性教師に対する精神的母性の強調は、家庭と職業を接合、ジェンダー規範に抵触しない職業モデルを提供した。公教育省は、カリキュラム、職業技術教育制度や学校文化の構築により、母性を基盤として女性が国家と結びつく、近代国家における家父長制的ジェンダー構造を強化した。そして、その基盤となる母性主義規範の底流には、女性の再生産機能に対する優生学的な国家の関心が存在していた。

国家と結合したジェンダー規範は、教育システムの普及とともに農村にも拡大され、女子の教育として母性主義教育を基盤とした教育が展開された。1930年代後半のカルデナス大統領時代に「社会主義教育」条項が憲法に明記され、農民・労働者階級を教育の中心に据える政策がとられた。この時期には、公教育の中央集権化が進み、農村における公教育の普及に重点が置かれた。農村では、識字教育とともに生活の改善運動が実施され、学校や公教育省のラジオ番組を通じて、家庭での衛生管理や栄養管理が女性の役割として教育に導入された。農村で働く女性教師は、農村の生活を変えるための意識変化や技術の伝達に重要な役割を果たした。フェミニストとして活躍した教育官僚のエレナ・トーレスは、農村に適應した家庭科教育の開発に尽力したが、エレナ・トーレスがフェミニストとして構想した女性の教育は、本来は女性による自律的生殖管理を視野に入れ、家庭運営に責任を負う教育だった<sup>12)</sup>。しかし、母性主義教育の中で、再生産労働に中心を置いた家庭科教育が強調され、農村教育に導入された。

国家再建政府により提示されたジェンダー規範は、当初は都市における学校教育や職業技術教育を中心に形成され、女性の教育として制度化されたが、カルデナス時代の「社会主義教育」体制のもとで農村へ教育が普及するとともに、次第に農村にも適用されようとした。そして、女性が優良な国民を育成し、家庭を通じて近代国家に貢献するという母性主義教育に基づくジェンダー規範が全国レベルで方向付けられた。

### 1.3 第一波フェミニズム運動の収支

19世紀末から20世紀初めのディアス時代には、近代化政策にともない社会的変化がひき起こされた。産業化とともにタバコ産業や繊維工業において女性の労働市場が生まれ、都市の女性労

働者層が増加した。また、女子師範学校や女子実業学校がディアス時代に設立され、教育を受けた中間層の専門職女性が誕生した。これらの教育を受けた女性たちが核となり、初期のフェミニズム運動を担っていった。第一波フェミニズムの初期の要求は、家庭という領域を基盤とした女性の尊厳の獲得、つまり女性の劣等性という偏見を取り去り、家庭という場で母親・妻役割を担うために知的水準を向上させ、役割分担を前提とした平等だった。

カトリック教会によって女性のあるべき場所は家庭であるというジェンダー規範が維持されていたが、現実には、生計を立てるために有償労働に携わる女性が増加した。こうした社会状況を背景として、女性のための職業教育や技術教育の必要性が認識された。職業に就く中間層の女性たちの主要な職種は、タイピストや植字工、教員だったが、こうした教育を受けた女性たちがフェミニズム運動や労働運動へ接近した。そして、女性たちがメキシコ革命に参加する中で、フェミニストたちは社会変革の過程にフェミニズムの要求を組み入れようとした。

メキシコ革命の動乱期を経て生まれた1917年憲法は、新しい国家像を提示するものだった。1917年憲法には、男女の法的平等が謳われた。同年の家族関係法では、前述のように前文で既婚女性の法的改善の必要性が言及された。1915年の離婚の合法化に伴い、既婚女性の地位の修正が必要となった。親子関係の確認、子どもの認知、親権、婚約破棄の場合の賠償義務、夫の家計維持義務、財産管理と契約について夫と妻の両方が能力認定された。夫の家計維持義務が成文化される一方で、有償労働を妻が行うためには、夫の許可が必要であり、家事と育児に支障をきたさない限り報酬労働を認めるという条件が1928年の民法改正においてもつけられ、1954年までこの規定は維持された。カトリック教会は、離婚を認めず、カトリック教会の支配のもとで家庭において従順な妻役割を担うことを女性に求めた。このカトリック規範に基づく家庭像と比べると、新しい家族関係法に示された家族像は既婚女性にとって大きな前進ではあった。しかし、新しい家族関係法は、既婚女性に家庭における女性の権利を認める方向で修正されたが、最終的には家族における家父長制的構造は維持された。

フェミニストたちは、民法の改正を要求し、法的な男女の平等を求めた。そして、法的に平等な権利の獲得のために、女性が政治に参加する必要がある、そのためには女性参政権の獲得が不可欠だと考えた。男性と平等の市民的権利を獲得するためには、女性もまた国家への貢献が必要であり、国家再建に協力することにより要求を達成しようとした。国家の近代化を背景に、カトリック教会の支配から独立して、健全な国民を産み育てることにより、国家に貢献する母性主義的ジェンダー規範が国家により形成された。当時の優生学を背景に、政府は、乳児死亡率を減少させ、遺伝的伝染病による「種の退化」を防ぐため、予防的優生学に基づく衛生政策や育児教育を普及した。近代国家における女性の役割が、メキシコ国家再建政府による人口政策に組み入れられたが、フェミニズム運動もまた母性主義的ジェンダー規範を引き受け、人間の再生産を担う主体として積極的にこの政策を支持することにより女性の法的平等を達成しようとした。

一方で、都市を中心とした労働運動に参加した社会主義フェミニストおよび共産党系フェミニストは、母性主義規範を是認しつつも、女性自身による性と生殖に関する自律的な意思決定、つまり女性自身が産み育てられることができる子どもの数を決めるための知識と手段をもつことを要求した。ユカタンのフェミニスト会議で性教育の必要性が議論され、共産主義フェミニストによる中絶の合法化要求も見られた。メキシコ市で開催された汎アメリカ大陸女性会議メキシコ大会では、平等な市民権、政治的権利（選挙権と被選挙権）、女性労働者の権利とともに、女性の

性生殖に関する自己管理、自己決定の問題が議論された。しかし、女性自身による性と生殖の自律的な意思決定は、母性主義規範の前で、フェミニストの間にも十分な理解を得ることができず、社会的にも反対が強かった。

メキシコ革命期のフェミニズム運動において、女性の地位向上の上で最も大きな成果のひとつは労働に関するものだった。1917年憲法では、女性の産前産後の休暇と給与保証、夜間勤務と危険を伴う労働からの保護、性別に関わらず同一労働、同一賃金を保証しているが、この規定が労働の場で実現されたわけではなかった。1929年に起こった世界恐慌は、メキシコの輸出産業にも影響を及ぼした。輸出の減少は繊維工業における女性労働者の解雇につながり、労働運動は危機にみまわれた。フェミニズム運動は、労働分野において名目的勝利を得つつも実質的に後退を余儀なくされた。

カジェス大統領時代のカトリック教会との対立はクリステロスの乱を引き起こし、カジェス大統領は再び革命勢力を結集する必要性を感じた。1929年に国民革命党（Partido Revolucionario Nacional, PRNと略す）が設立され、傘下に女性組織が作られた。1931年に連邦労働法が公布され、工場での夜間労働、女性と12歳以下の子どもの超過労働を規制し、有給の産休等が認められた。1931年10月1日から5日まで、アルバロ・オブエゴン公会堂で、第一回全国女性労働者・農民大会が開催され、女性労働者が組織化されていった。この大会では、農場学校の創設により耕作のために職のない女性に技術訓練や女性の政治的権利の授与、労働の軽減が要求された。1933年に第二回会議、1934年に第三回会議が開催された。第三回会議は国立メキシコ大学で開催され、売春撲滅のための議論が行われた。売春婦への刑法上の罰則の廃止、人身売買、売春の勧誘行為に対する刑罰の適用が要求された。

労働運動の主導権をめぐる、フェミニスト内部で共産党系とPRN系の女性組織の対立が激化したのは、この第三回女性労働者・農民会議における売春の原因をめぐる論争だったが、女性組織の対立を越えた唯一の共通の合意は女性参政権要求だった。女性参政権要求をめぐるのは、1922年にユカタン州で州レベルの参政権と被選挙権が女性に認められ、女性議員が誕生した。また、1923年位は、サンルイスポシ州でも参政権が認められた。1939年には、すべての州で憲法第34条の修正案が批准されたが、選挙におけるカトリック教会の女性への影響を恐れて、カルデナス大統領が法律を発効せず、1953年まで女性参政権の行使は見送られた。

メキシコ革命期には、社会変革と国家の近代化に伴い、既婚女性と労働における女性の権利が大きく前進したが、それは国家体制に女性を統合するという枠組みにおいてだった。カトリック教会の女性への影響力をなくすために、国家再建政府はフェミニズム運動を利用し、女性を動員した。労働者としての女性の権利が法的に拡大されたが、女性は家庭に第一義的な責任を負うことが前提だった。母性が称揚され、実質的には女性の労働条件は改善されず、「女性向き」職業へとゲッター化され、男性中心の労働市場から次第に排除されて行った。家庭を基盤とした国家への女性の統合という枠組みの中で、近代国家の家父長制的ジェンダー規範が作られた。その枠組みから逸脱する可能性がある女性参政権や自律的な性と生殖に関する意思決定について、フェミニズム運動は政府に認めさせることができなかつた。

メキシコ革命期において、フェミニズム運動はその要求を実現するために、さまざまな政治勢力と連帯し、カトリック教会と対立する政府に協力するというしたたかな戦略を実行してきた。女性参政権の獲得をめぐる大統領選挙においても、候補者たちと交渉した。結果的には、カルデ

ナス大統領に裏切られ、女性参政権を獲得し選挙を実施したのは1953年まで待たねばならなかった。しかし、この結果をもってフェミニズム運動の敗北と考えるべきではないだろう。フェミニズム運動自体は、多様な側面をもっていた。フェミニズム運動は、母性主義的規範を引き受け、家庭を通じて国家に貢献することの対価として法的男女平等を獲得した。一方、そのために性と生殖に関する自律的決定の手段を放棄した。

## 2. 第二波フェミニズムとオフィシャル・フェミニズム

### 2.1 第二波フェミニズム運動に関する先行研究

1970年以降のフェミニズム運動に関しては、メキシコ大学院大学(El Colegio de México)のPIEMや国立メキシコ自治大学の学際コースPUEGの研究者によるさまざまな研究が発表されている。1970年代から80年代はじめのフェミニズム運動の動向について、アナ・ラウは『メキシコにおけるフェミニズムの新しい波』(*La Nueva Ola de Feminismo en México*)において、メキシコのフェミニズムが欧米の影響をうけつつ、1968年の紛争の中から生まれ、中産階級の女性たち、特に大学を中心としてフェミニズム組織が誕生した経過を述べ、当時の女性が抱える問題として、経済への女性の参加、家事労働、教育、女性の周縁化を上げている(Lau 1987)。

1990年代に向けてのフェミニズム運動については、PIEMが『存在の意思:90年代の女性』(*La Voluntad de Ser: Mujeres en los noventa*)において、1980年代半ばからのフェミニズム運動の多様化を受けて、ジェンダー・アイデンティティに焦点をあてている(Tarrés 1992)。1960年代において、急速かつ大規模な都市化と工業化の過程で、再び女性を取りまく生活環境、家族関係、労働の性別役割分担が変化し、ジェンダーに関する文化的な基盤が揺らいできた。19世紀末と異なる点は、都市化と工業化の規模と速度が全く違っている点であろう。女性の多様な生活経験は、単一の「女性」というアイデンティティでは女性たちを把握しきれない状況を生み出した。フェミニズム運動もこの状況認識のもとに、女性の「存在」の多様性と違いに気づき、フェミニズム運動において自明とされた「女性」というアイデンティティを問い直し、労働市場における女性の多様な労働形態と政治参加に関して論じている。

2000年にPUEGにより開催されたシンポジウム「メキシコのフェミニズム」をまとめ、記録した『メキシコにおけるフェミニズム』(*Feminismo en México*)では、20世紀のフェミニズム運動を歴史的に跡づけている。特に、90年代以降のフェミニズム運動に焦点をあてて総括し、NGOとの協力、フェミニズムと女性運動、フェミニズム理論と運動、フェミニズム運動とジェンダー研究、フェミニズム運動と政党との関係、メディアとフェミニズム運動など、現代のフェミニズム運動が直面するさまざまな問題を扱っている(Castañeda 2002)。

1976年に発行された『フェム』は、財政的な理由から2005年に紙媒体での発行をやめるまで、29年間にわたりフェミニズム運動の理論と実践を伝え、第二波フェミニズム運動を象徴する雑誌だった。『フェム』では、フェミニズム運動のさまざまなテーマについて論じるとともに、メキシコのフェミニズム運動に関しての批判的省察が事あるごとに行われており、メキシコの第二波フェミニズム運動の動向を見る上で重要な資料となっている。1976年から89年までの『フェム』の全盛期に取り上げられた多様なテーマの中で、もっとも多いテーマ<sup>13)</sup>は、フェミニズム理論とメキシコにおけるフェミニズム、メキシコ女性の経済状況、女性と政治、女性の保健と衛生(中絶、

不妊手術、避妊を一部含む)、性暴力、中絶の問題であり、フェミニストの問題意識を見て取ることができる。『フェム』は、10周年を迎えた1987年から、次第に情報やインタビュー、報告を重視する大衆化の傾向が強まった。

1990年に発行された『フェミニスト討論』(*Debate Feminista*)は、『フェム』と比べ、よりフェミニズム理論とフェミニズム的表現(写真、文学など)を重視した雑誌である。1990年から2009年までに扱われたテーマを見ると<sup>14)</sup>、ひとつの柱はフェミニズム的視点による表現で、文学や写真などが多く掲載されている。女性作家を論じた記事も多く見られる。もうひとつの柱はフェミニズム運動が追及してきたテーマである。テーマ別にみると、フェミニズムとジェンダーに関する記事が最も多い。それに続いて女性の身体にかかわる問題、性と生殖に関する問題、中絶が扱われている。『フェム』との違いは、女性の経済生活や政治関係の記事が相対的に少なく、ジェンダー論の研究動向を反映してセクシュアリティや同性愛、心理分析がかなり取り上げられていることである。性暴力の問題も、繰り返し取り上げられている。1976年に刊行された『フェム』と1990年に刊行された『フェミニスト討論』の15年間の差の間に、ジェンダー論の視点が加わり、主要なテーマが女性の経済状況や政治参加から、次第にセクシュアリティやクィア研究が取り上げられるようになった。二つのフェミニズム雑誌に共通しているのは、女性の性と生殖に関する問題、中絶、性暴力の問題が継続した大きなテーマとなっていることである。

日本におけるメキシコのフェミニズム研究は、『ラテンアメリカ 社会と女性』(国本・乗編 1985)と『ラテンアメリカ 新しい社会と女性』(国本編 2000)においてメキシコの近代以降のメキシコの女性の状況とフェミニズム運動が取り上げられている。また、『メキシコの女たちの声—フェミニズム運動資料集』(松久 2002)では、第一波フェミニズム運動から第二波フェミニズム運動におけるフェミニズム言説を取り上げ、その背景を解説している。

いずれにしても、メキシコの第二波フェミニズム運動では、法的権利や市民権の平等を達成した後も、第一波フェミニズム運動においても、問題として取り上げられた性と生殖に関する自己決定の問題(避妊や中絶)、男女の非対称的権力構造、その発露としての性暴力や家庭内暴力が引き続き大きな課題として残されてきた。一方で、女性の置かれた多様な状況を反映して、ジェンダー・アイデンティティの問題を含めた多様なジェンダーに関わる問題が取り上げられている。

## 2.2 第二波フェミニズム運動

1950年代から70年代にかけては、メキシコが経済的な発展期と都市化を迎えた時期だった。同時に都市と農村の格差が増大した時期でもあった。6歳から14歳の就学率は、1950年には37.5%だったが1970年には64.4%に増加している<sup>15)</sup>。公教育の普及は女性にも有利に働いた。1950年代の女性の識字率は52.5%だったのに対し<sup>16)</sup>、1970年には66.2%に上昇した。小学校に在学する女子の数は1950年から1970年の間にほぼ3倍になった<sup>17)</sup>。都市を中心として女性の活動の場が広がった。女性の経済活動人口は、1950年には、全体の13.1%であったのが、1970年には19%、1990年には29%となった。

こうした第二次世界大戦後の急速な社会の変化によるひずみは、1968年の学生運動に象徴される反体制運動を引き起こした。欧米や日本と同様に、大学を基盤として発生した社会変革運動は、伝統的な政治体制や既存の社会関係に疑問を呈した。第二波フェミニズム運動はこうした社会変革の流れの中で、中産階級の女性たちによって発せられた男性優位社会への異議申し立てだった。

1970年から1975年の間に、「連帯する女性の会」(MAS)や「全国女性運動」(MNM)、「女性解放運動」(MLM)などのフェミニズム組織が設立された。

1979年には、「女性の解放と権利のための国民戦線」(FNALIDM)が、さまざまなフェミニズム組織を統合して結成された。FNALIDMは、以下を基軸とする行動計画を作成した。①自由意思による母性、②保育所の設置要求、③あらゆる形態の性暴力に対する反対運動、連邦労働法の対象外にある女性労働者の問題(女中、マキラドーラ、家内縫製労働者、零細な物売り、屋台業者など)。FNALIDM結成以前にも、「手をつなぐ女性たち」がフェミニズム諸組織の水平的つながりをつくる役割を果たしていたが、そこでの共通テーマは、中絶の合法化、強姦された女性と暴行を受けた女性への支援だった。第一波フェミニズムにおいて、法的平等を達成した後にも依然として強固に残る家長長制的な社会構造への異議申し立てが、第二波フェミニズム運動の基盤となっている。一方、第一波フェミニズム運動において積み残されていた女性の性と生殖にかかわる問題は、第二波フェミニズム運動において重要な課題として認識され、継続して取り組まれた。

1980年代の経済危機、そして1985年のメキシコ市で起こった大震災を契機として、それまで中産階級の都市の女性たちが中心だったフェミニズム運動に、民衆層の女性たちが加わった。メキシコ大震災により縫製工場の女性労働者たちの劣悪な労働環境が明らかになった。また、経済危機の中で、下層居住区的女性住民運動家の自治組織が活発化した。「都市民衆運動全国協議会」(CONAMUP)は1983年に第一回大会を開催したが、そこで主要な要求は公共サービスと住宅の入手だった、また、家事労働の社会化や暴力と性的嫌がらせに反対する闘いも視野に入れられた(松久2002, 321)。1987年にゲレロ州タスコで開催された第4回全国フェミニスト大会では女性学研究者が中心となって率いられていたフェミニズム運動に対して、民衆セクターから民衆層と乖離しているという厳しい批判が行われた。「女性である」ことを通じフェミニズムは共通のアイデンティティを生み出したが、その一方で女性の多様性や異なる意見を封じ込めた、という批判を経て、1989年にメキシコ州チャピングで開催された第6回全国フェミニスト大会では民衆セクターの女性との連帯が見られた。

1990年代は、ラテンアメリカの民主化の流れの中で、メキシコにおいても「制度的革命党」(PRI)の長期政権に対する批判が相次いだ。フェミニズム運動は、民主化による政治の変革を目指して、各政党に対してクォータ制の採用を迫り、第7回全国フェミニスト大会では、選挙における「アフーマティヴ・アクションの提言」を決議した。多くのフェミニストが支持した「民主革命党」(PRD)は政権を取ることができなかったが、2000年の選挙では、「国民行動党」(PAN)の大統領候補が勝利し、長期にわたるPRIの政治に終止符がうたれた。

NAFTAの発効とともに起こった1994年のチアパス州でのサパティスタ民族解放戦線による蜂起は、先住民運動を基盤としていたが、その闘争過程でサパティスタの先住民女性たちにより「女性法」が作成された。サパティスタ蜂起は、多くの左翼や知識人が支持し、フェミニストもまたサパティスタを支持した。しかし、西欧的なフェミニズムとサパティスタ女性たちの間には、性と生殖をめぐる身体管理の問題、特に中絶の問題をめぐる議論のずれ違いが起こった。それは、それまでのフェミニズム運動が、先住民女性を視野に入れていなかった、あるいは意識外に置いてきたことへの見直しを迫るものだった。

フェミニズム運動は、1970年代はじめの中産階級の知識人女性を中心とした運動から、次第に

1980年代を経て下層居住地区や零細な町工場で働く民衆層の女性たちが加わり、さらに1990年代には先住民女性の参加を視野に入れた活動へと変化していった。

### 2.3 オフィシャル・フェミニズムの形成

メキシコの女性を対象とした政策は、1975年にメキシコで開催された第一回国際女性年フェミニズム会議を契機として国際社会の後押しを受け、政府自身の手によって推進された。国際女性年フェミニズム会議開催に先立ち、1975年にメキシコ政府は保健衛生、教育、技能訓練、雇用などの分野にわたる「国際女性年全国プログラム」(Programa Nacional del Año de Internacional de la Mujer)を策定したが、女性を対象とした政策は1974年の「人口基本法」(la Ley General de Población)に基づき設立された「全国人口審議会」(Consejo Nacional de Población)のもとで運営された。

1974年の一般人口法は、メキシコの人口政策、特に人口増加政策を180度転換するものだった。1936年の人口法は、前述のように国力の発展は人口の増加により達成されると考え、公衆衛生や育児の普及により「人種の退化」を防ぐとともに人口の増加を奨励した。1974年の人口基本法では、家族計画を導入し、人口抑制政策へと転換した。1950年以降の若年人口の急速な増加による逆ピラミッド型の人口構成と貧困層の拡大は、開発の大きな障害と考えられた。メキシコ政府は否定しているが、家族計画の普及にはアメリカ合衆国のメキシコへの援助政策が大きな影響をおよぼしたと言われている<sup>18)</sup>。いずれにせよ、国際社会では、女性の生涯出産率は、女性の教育レベルと密接に関係することが認識され、開発における女性の教育レベルの向上や貧困からの解放が政策化されていった。

国際社会における開発援助政策は、メキシコにおける人口抑制の方向を後押しすることとなった。デ・ラ・マドリエ政権下の1883-1889年全国開発プログラムは、「女性の生活状況の改善と開発へ統合」を目指し、「開発に女性を統合する全国行動プログラム」(Programa Nacional de Acción para Integración de la Mujer en el Desarrollo)がCONAPOの主導で策定された。同時に、CONAPOは、「全国家族計画プログラム1985-1988」を実施し、このプログラムは出産年齢の女性の58%をカバーした。

サリーナス政権の策定した「全国開発計画1989-1994」では、人口および乳児死亡率の増加を抑制し、人口政策のもとで家族計画の推進が強化されている。CONAPOの「全国人口プログラム1989-1994」に、「全国人口プログラムへの女性の参加プロジェクト」が置かれた。このプログラムは大きな成功をおさめ、1975年に5.9人だった女性の生涯出産率は、1995年には2.8人まで減少した。一連の家族計画を中心に据えた人口政策が国の開発の重要な要素として位置づけられ、人間の再生産機能を持つ女性への関心が高まり、開発への統合という形で女性の働きかけがCONAPOのもとで行われた。

1996年に、セディーヨ政権下で「全国女性プログラム1995-2000」(Programa Nacional de la Mujer)が、CONAPOの手を離れ、初めて内務省の管轄のもとで誕生した。PRONAMは、「ジェンダーと開発」の国連の方針に従いつつ、ジェンダーの視点を持つ政策立案とその推進のための公的機関やフェミニズム組織との調整の役割を担った。1990年以降、国際機関の「開発における女性」(WID)から「ジェンダーと開発」(GAD)への方針の変化に伴い、メキシコでも「ジェンダーと開発」の枠組みを踏襲しつつ「あらゆるプログラムにジェンダーの視点を導入する」とい



う「ジェンダーの制度化」へと方向付けられた。セディージョ政権では、特に社会格差の問題が重視され、階層的、地域的、民族的な格差をなくすために開発の遅れた地域への重点的な政策が取られた。また、教育は開発の鍵と考えられ、教育遅滞地域へ補償プログラムが国際援助のもとで設立された。そのひとつとして、1997年に設立された「教育・健康・栄養プログラム」(PROGRESA)は、国際援助資金を財源として、憲法で保証された健康と無償義務教育をすべての国民が享受できるように貧困状態にある家庭を対象に、教育・保健・栄養を提供したが、女子の就学率向上を目的として奨学金を男子より女子に多く与えるアフーマティヴ・アクションが導入された<sup>19)</sup>。

前述のように、ラテンアメリカ地域における民主化の動きと連動して、メキシコでもPRIの長期政権を批判し、民主化の深化を求める動きが見られたが、PRONAMは国際社会における女性の政治参加を重視する「ジェンダー開発指標」の明示化に、この民主化運動を重ね合わせ、選挙での女性の政治参加に関するフェミニズム運動を後押しした。

2000年に制度的革命党(PRI)から国民行動党(PAN)に政権が替わると、PRONAMに替わりINMUJERESが女性政策の調整を行う機関として設立された。フォックス大統領の出身政党であるPANが保守政党であることから、女性政策の後退が危惧されたが、フォックス大統領は基本的にセディージョ政権の女性政策を継承した。フォックス政権では「ジェンダーの公平」を掲げ、2001年に「女性に対する機会均等と差別解消全国プログラム」(PROEQUIDAD)を発足させた。PROEQUIDADは、国際的な女性差別撤廃と女性の教育における公平の方向性を持ち、教育分野ではPROGRESAを発展的に継承したOPORTUNIDADを発足させ、女子の就学への給付制度をさらに拡大した<sup>20)</sup>。

PAN出身の現政権のカルデロン大統領も、「全国開発計画2007-2012」において、機会均等を政策の重要課題として取り上げ、その中で持続可能な人権開発の枠組みのもとで男女平等を推進し、「ジェンダーによるいかなる差別も排除し、男女が全面的な発展が可能で、平等な権利を行使できるよう機会均等を保証する」ことを目的に掲げている<sup>21)</sup>。基本的に、前フォックス政権の方針と政策を引き継いだものである。現在、INMUJERESの推進するプログラムは、女性の政治参加、ジェンダーの視点の普及、メディアの性差別的な表現への監視、ジェンダーの公平をすすめる非政府組織との連携、暴力のない生活、女性の賃金労働などである<sup>22)</sup>。

## 2.4 第二波フェミニズム運動の収支—性暴力と中絶をめぐる—

1970年以降のメキシコ政府は、国際的な開発援助を受け、国際社会が推進する女性への差別を撤廃する方針にそった政策を推進してきた。それは、「開発」政策の枠組みの中で女性を対象とした政策だった。特に、国際社会では、1990年以降、「人間の選択肢の拡大」と定義づけられた「人間開発」の枠組みが作られ、1995年の「ジェンダーと人間開発」においてジェンダー開発指標やジェンダー・エンパワーメント指数などのフェミニズムやジェンダー研究の成果が取り入れられた。メキシコ政府は、これらの指標に基づく人間開発の向上のために、フェミニズム運動との連携を視野に置きつつ政策を実施してきた。しかし、フェミニズム運動の方向性や要求が、必ずしも政府の推進するオフィシャル・フェミニズムと同じ方向を向いてきたわけではない。しかし、一方で、政府の女性政策機関にフェミニストが参加し、影響を与えて来たことも確かである。

第二波フェミニズム運動は、時の流れとともに強調されたテーマは異なるが、女性と労働の問題、女性の政治参加性と生殖に関する自己決定（自由意思による母性、あらゆる形態の性暴力に

対する反対)を中心に、一貫して活動を展開してきた。運動の戦略として、フェミニズム運動は、国際社会における「ジェンダーと人間開発」の枠組みを利用しつつ、メキシコ独自の問題に焦点をあててきたといえよう。

女性と労働の問題は、第一波フェミニズムと同様に、社会の急速な変化と女性の労働市場への進出により顕在化した問題である。1985年のメキシコ大地震により縫製労働者の劣悪な労働条件が顕在化したことにより、ノンフォーマルセクターの女性の労働問題が取り上げられた。また、メキシコ経済危機を背景に、中間層の女性たちを含めた女性労働の貧困化の問題が取り上げられた<sup>23)</sup>。メキシコでは、1917年憲法以来、早い時期から同一労働同一賃金や、女性の産休の保証が法制化されているにも関わらず、法的な保護の対象から多くの女性たちは外れていた。特にノンフォーマルセクターで働く女性たちの実態は多様で、組織化が難しいことから、フェミニズム運動の成果を明らかにすることは難しい。しかし、ノンフォーマルセクターの女性たちを中心とした都市民衆運動の発展に、フェミニズム運動の経験から形成されたノンフォーマル教育による女性の組織化が寄与してきた。また、グローバリゼーションが進む中で、安価な女性労働力が国境地帯のマキラドーラにおいて利用され、国境地帯の麻薬取引の問題と絡まり、女性に対する性暴力が急速に増加している。こうした問題の所在をフェミニズム運動は明らかにしてきた<sup>24)</sup>。

女性の政治参加に関しては、1990年代のラテンアメリカの民主化の波と1995年のジェンダー・エンパワーメント指標の導入を契機として、選挙における女性議員のクォータ制の議論を巻き起こした。フェミニストによるクォータ制の要求に対して、クォータ制を議論し、最初に被選挙者名簿に導入したのは民主革命党(PRD)だった。また、PROGRESAは、1997年の連邦議会議員選挙に向けて9政党の女性に対する政策を分析し発表した<sup>25)</sup>。フェミニストが国の女性政策機関に入り、政策立案に加わって連携した例である。

国会や地方議会における女性議員の増加は、超党派的な女性政策の提言を可能にする契機となった。特に、女性の性と生殖の権利に関して、フェミニストの中絶の無罰化をめぐる主張とフェミニストの議員による法制化への取り組みは、現在も保守勢力との間で長い闘いを展開している。中絶の無罰化への取り組みは、女性の性と生殖の自己決定権に関する運動の中核をなすものである。中絶の無罰化には、中絶を刑法の対象とするのかどうか、刑法の対象とする場合にどのような条件を例外として認めるのか、どの期間までを中絶の対象とするのか、などの政策化のための具体的手続きや、それに伴う女性の身体性、性暴力とそれを含む家庭内暴力の定義、避妊や性教育などの広範な問題が含まれる。

メキシコでは、中絶は、2カ月から6年の禁固が32州の刑法で定められているが、一定の条件のもとで罰則が免除される<sup>26)</sup>。歴史的に、中絶は罰則の対象として1871年刑法で定められたが、母体に危険がある場合にのみ中絶は認められた。次に、1931年の刑法では、性暴力による妊娠を中絶の合法的範囲に認めた。それ以降、現在まで無罰化の条件は、次第に拡大されてきた。第二波フェミニズム運動では、1970年当初から中絶の無罰化の運動を展開してきた。当時のPRI政権は、間中絶による妊婦死亡率が高いことを認識していた。政府はCONAPOのもとで、「中絶の調査のための学際的研究チーム」(CIRA)を設立し、CIRAから中絶の無罰化と自由化<sup>27)</sup>が必要であるという報告が出された。しかし、カトリック教会と保守派の反対が強く、法律の改正には至らなかった。

1991年に連邦区のフェミニストを中心に中絶の無罰化を求めるフェミニスト統一戦線を作るこ

とが提案され、GIRE (el Grupo de Información en Reproducción Elegida) が国立メキシコ自治大学の教員らを中心に設立された。フェミニストは議会に働きかけ、連邦議会で性暴力に関する刑法改正を推し進めた。当時、家庭内暴力や性暴力により妊娠した少女が、合法的中絶を申請しながら州での対応がなされなかった事件が問題化されていた<sup>28)</sup>。特に性暴力を理由とした合法的な中絶が州法で認められているにもかかわらず、保守勢力の強い州では、中絶を阻止するために、州の基本法の人権条項に「受精した時から自然死をむかえるまで」生命が保護される権利があるという文言を加え、胎児を人権の対象とすることで中絶に対抗している<sup>29)</sup>。

2000年代には、中絶をめぐる法改正で、いくつかの前進があった。メキシコ連邦区(メキシコ市)では、PRIの主導で左翼連合が協力し、行政庁長官のロサリオ・ロプレスが連邦区の刑法改正を提案した。この提案は、性暴力により妊娠した女性が中絶を請求した場合、刑罰の対象としないという無罰化の範囲を拡大する改正だった。俗にロプレス法と呼ばれるこの刑法の修正は、連邦区(メキシコ市)議会で可決された。これに対し、カトリック教会と保守派のPANを中心として、最高裁に違憲訴訟を起こしたが、2002年にロプレス法に対して合憲判決がでた。同年、連邦区(メキシコ市)では合法的な中絶のための手続きを定めた「連邦区における中絶に関するサービスの運営と組織の一般方針」を公布した。同時期に、モレロス州でも、PRIとPRDが中絶の無罰化に関する法改正を行った。

2006年に、メキシコ市で再びPRIの主導により、中絶の無罰化と12週以内の中絶が正規にできる法改正の発議が行われた。GIREは、女性の生活設計に影響を与える場合、つまり望まない妊娠や計画外の妊娠に対して、12週以内なら条件なしに中絶を認めることを主張した。結局、12週以内の中絶を無罰化することが、連邦区(メキシコ市)議会で提案された。これにより、刑法において中絶が12週目を越えた場合が罰則の対象とされ、中絶が再定義された。また、中絶をした女性の刑罰を減ずること、そして性暴力による緊急避妊について法制化されることが提案され、保守派の強い反対にも関わらず、連邦区(メキシコ市)議会で2007年4月14日に可決された(GIRE, 2008, 3-4)。

中絶の無罰化は、無罰化の対象となる性暴力の定義についての法改正をともなった。2005年に連邦政府は、「家庭内暴力、性暴力、女性に対する暴力、予防と注意の基準」(NORMA-046-SSA2-2005)を官報で公布した。また、性と生殖に関する女性の権利を推進するために、連邦政府の教育省とCONAPOは性教育の導入を図った。それに対し、カトリック教会は強く反対した。望まない妊娠を避けるための性教育に関して、フォックス政権時代にはフォックス夫人マルタ・サアグンを会長とする「ともに歩もうメキシコ基金」(la Fundación Vamos México)を中心とした保守派が、性教育は家庭への国家の介入であり、子どもの教育を家庭に取り戻すべきだと批判した。理科の教科書の配布を禁止するよう要求し、2003年に性教育に代わるものとして「ともに歩もうメキシコ基金」が独自に『親の手引き』を出版し、無償で配布した。この手引き書に対して、避妊やSIDAや性病の危険性について言及しておらず、誤った避妊の知識や中絶の無罰化についても正しく伝えていないと、左派フェミニストは厳しく批判した。

議会で左派勢力の強いメキシコ連邦区(メキシコ市)では<sup>30)</sup>、2008年に性教育の教科書が中学校、大学準備学校に配布された。2009年12月には、ラテンアメリカで初めて、性の多様性を認め、ホモセクシュアルの結婚を認める民法の改正が連邦区議会で可決された。連邦区では、「平等と社会の多様性一般局」を設置し、性の多様性を認め差別をなくすプログラムを推進している。

女性の政治参加を推進する中で、メキシコ連邦区では、フェミニストが政党や議会に働きかけ、中絶の無罰化、性暴力に対する闘い、性の多様性を認める運動を前進させた。中絶の問題は、女性の性と生殖に関する権利に関するフェミニズム運動の象徴的な事例であり、左派政党内のフェミニストとフェミニズム運動のNGOが協力関係を築きながら、保守派やプロビダ（PROVIDA）の強い反対を乗り越え達成してきた。しかし、PANなど保守政党勢力が強い州では、フェミニストの要求はそれほどの成果を得られていない。

### 3. これからのフェミニズム運動へむけて

メキシコのフェミニズム運動は、一世紀にわたる経験のなかで、「女性」が社会変化に対応する中で生まれて来た社会運動である。その点において、フェミニズム運動は常に変革する側に立ってきた。フェミニズム運動は、時代の制約の中でさまざまな政治勢力と交渉を重ねながら、社会における公平を推進する政策を前進させてきた。

それらの政策の中で、20世紀を通じて女性は大きく3分野にわたる課題に挑戦してきた。女性の政治参加、女性と労働、性と生殖の権利である。女性の政治参加は、平等と公平を達成するために政治参加が必要であるという認識から、第一波フェミニズム運動においては女性参政権獲得、第二波フェミニズム運動においてはクォータ制の導入が運動の中心的テーマとなった。女性と労働の問題は、女性の労働市場への参入が進むにつれ、法的整備と労働条件の改善が政策的な課題となったが、同時に家事労働やノンフォーマルセクターの労働形態が無償労働による女性への搾取として明らかにされた。性と生殖の権利に関しては、第一波フェミニズム運動において女性の身体管理と避妊の問題が積み残され、第二波フェミニズム運動においては、中絶の無罰化が中心となり、性と生殖が女性支配の本質的な問題として継続されている。

一世紀にわたるメキシコのフェミニズム運動を振り返ると、時代とともに核となる社会層の女性たちが変化しながらさまざまな抑圧に対して戦い、社会変革のために政治的手段に訴えてきた。第一波フェミニズム運動では市民権の獲得のために近代国家の国民を産み育てる母性主義規範に沿って活動を展開した。第二波フェミニズム運動では、国際社会と国家の開発政策を権利回復の実現のための梃子とした。こうした過程の中で、女性の生殖機能に関する政治的関心が常に国家に存在していた。性と生殖の領有をめぐる権力構造は現在も続いている。メキシコにおいては、カトリック教会と国家と女性自身の間で一世紀にわたり性と生殖の管理をめぐる権力関係が作用している。ジェンダーの非対称的な権力関係は、女性への暴力という形で最も顕在化する。

国際社会の女性政策や法的整備により、表面的には女性への差別は少なくなっているかに見えるが、差別の実態が複雑化し、可視化されにくい複合差別が依然として存在している。貧困層の中でも女性に貧困が最も重くのしかかっているのが現実である。女性学からジェンダー論へ研究の枠組みが変化し、女性の問題が相対化されることにより、フェミニズムの問題意識が女性差別からジェンダー構造へと移行してきた。メキシコにおいて女性学を中心的に担ってきたメキシコ大学院大学のPIEMにおいても、2003年からジェンダー研究にシフトし、研究がクイア研究や男性学に比重が移ってきた。権力関係を中心とした研究は次第に社会学研究と接近し、2007年4月からPIEMは社会学研究センターに統合された。社会におけるジェンダー構造が変わらなければ、女性が抱える問題も解決されはしない。しかし、しばしばフェミニストが主張するように、女性

差別の問題をジェンダーという概念によって相対化することにより、支配され、差別される女性の存在が見えにくくなっていることも確かである。支配と被支配の関係の中で、「差別される」だけでなく、「差別する」側に女性が立つという、多様で複雑化した現象の中で、ジェンダー論と女性学の相互的な立ち位置を常に確認しつつ研究を進める必要があるだろう。

## 注

- 1) ジョーン W. スコット, 萩野美穂訳, 1992年, 『ジェンダーと歴史学』, 平凡社参照。
- 2) 女性学は、フェミニズムを基盤とする学問であり既存の学問分野を越えた学際的研究分野を開拓してきた。女性学は、女性の経験の顕在化と復権、性差別構造の解明、既存の研究・教育の脱構築を目指している。ジェンダー研究は、女性学の進展の中で、1980年代以降の新しい潮流として現れた。男女という性別に二分して人間を配置する社会的・文化的装置について研究する。
- 3) ナポレオン法典に依拠した民法典のもとで、既婚女性には法的人格が認められず、妻を無能力者としていた。
- 4) ファナ・グティエレス＝デ・メンドサは、1857年にドゥランゴ州サンファンデルリオの貧しい家庭に生まれた。自学自習の中で、バクーニン、クロポトキンを読み、アナルコサンディカリズムに傾倒した。12歳(15歳という記述もある)で、シリロ・メンドサ(Cirilo Mendoza)と結婚し、夫に読み書きを教えたといわれている。チワワ州、エスメラルダ鉱山の鉱夫の労働権を守るため立ち上がり、ミナス・ヌエバスで投獄された。出獄後、1899年に「ベニート・ファレス自由クラブ」を結成し、『宵の明星』を発行した。メキシコ市に移り、1901年に『宵の明星』を再開した。1903年に「ボンシアノ・アリアガ自由クラブ」に参加した。1907年に300人の無政府主義者の女性たちとともに「アナワックの娘たち」を設立し、ストを通じて女性労働者の労働条件改善を要求した。
- 5) エルミラ・ガリンドは、1886年にドゥランゴ州レルド(Lerdo)で生まれ、速記をチワワ州の女子工業学校で学び、後にメキシコ市のミゲル・レルド・デ・テハーダ女子商業学校で速記を教えていた。護憲派の大統領カランサと知りあい、私設秘書となる。護憲派の資金で全国をまわり、フェミニストとして女性の意識を喚起する。1915年9月15日『現代女性』(*La Mujer Moderna*)の第1号を刊行した。ガリンドの足跡は、カランサの暗殺とともに終わる。文筆活動は継続し、ルイス＝コルティネス政権において最初の女性議員に当選した(Trinidad 2001)。
- 6) アルバラードは、1915年から1918年までユカタン州知事を務め、その間にさまざまな社会改革を実行した。マヤ農民を奴隷状態から解放し、アセンダード(アシエンダと呼ばれる大農場の所有者)が握る農民の債務を帳消しにし、農民に対する鞭打ち、後見制、子どもを親から取り上げるなどの抑圧を禁じた。また、ペオン(大農場で働く半奴隷的農業労働者)と家事労働者を念頭に置いた労働者の解放を実施した。最低賃金、最大労働時間を定め、スト権を承認し、女性、児童の労働条件、産休を定めた。ギャンブル禁止と禁酒法を定め、売春廃止に向けての方策として、まず売春婦の定期健診と更生プログラムを提供した。メキシコの民法改正に先立ち、1915年7月にはフェミニスト法と呼ばれた州の民法の改正を行った。それまで、独身女性は30歳まで親の保護下に置かれ親の家を離れ独立することができなかったが、男性と同じく女性も21歳で独立できるようになった。また、特に教育改革に力を入れ、1915年5月に農村教育法、同6月には公教育一般法、7月に公教育一般法細則を公布した。
- 7) 合理主義学校運動は、1908年にスペインのバルセロナでフランシスコ・フェレール＝グアルディア(Francisco Ferrer Guardia)による、教条主義から自由で、科学に立脚した「近代学校」(Escuela

Moderna) の設立に始まる。合理主義教育の目的は、新しい人間を形成することで、自然と社会に関する科学的知識と合理性を教え、社会的不正義と戦うためにその起源を知り、プロレタリアートを解放することを目的としていた。合理主義教育は革命期のメキシコに伝えられた。メキシコで最初に合理主義教育をもたらしたのはカタルニア人のフェレス (Amadeo Ferrés) とスペイン人の教師モンカレアノ (Francisco Moncaleano) である。フェレスは「メキシコ印刷工連合」の創始者で、ソノラ、タマウリパ、シナロア、グアナファト州を中心に機関紙を発行した。1912年に、無政府主義者グループ「光」(Luz) が生まれ、フェレル＝グアルディアの考えに従い合理主義教育を行うことが決議された。その後、「世界労働者の家」が合理主義学校教育を支持し、合理主義学校の教育実践はユカタン、タバスコ、ベラクルス、タマウリパ州などのメキシコ湾岸で展開された。

- 8) ユカタン州で「南東部社会党」を率い、7万人の労働者の支持を得て1920年に下院議員に当選した。1921年の知事選挙では圧倒的な支持を得てユカタン州知事となった。その後、急進的な政策を実施したが、1924年1月に反対勢力により殺害された。
- 9) 松久 2002; 175-180 ページ参照。
- 10) 「世界労働者の家」は、1914年にウエルタにより閉鎖されたが、内戦の中で1915年にカランサ派と結び、「赤色大隊」を組織して武力闘争に参加した。しかし、首都圏の労働者組合が1916年にゼネストを打ち、カランサと対立してからは、カランサは運動を弾圧し「世界労働者の家」は再び閉鎖された。
- 11) 詳細は、Enriqueta Tuñon 2002 参照。
- 12) 松久、2009年、「メキシコの国家再建期におけるフェミニズムと女子教育—エレナ・トーレスの女子教育観を中心に」『ラテンアメリカ研究年報』No.29, 1-29 ページ参照。
- 13) 取り上げられたテーマとその記事数(括弧内)は、以下のとおりである。フェミニズム(86)、メキシコのフェミニズム(56)、女性の解放(54)、メキシコの女性と政治(69)、女性と経済(36)、メキシコの女性の経済状況(74)、女性の保健と衛生(92)、性的暴力(35)、メキシコの性暴力(43)、メキシコでの中絶(21)である。
- 14) 取り上げられたテーマとその記事数(括弧内)は、以下のとおりである。文学(121)、女性作家(59)、フェミニズム(117)、ジェンダー(77)、同性愛(ホモセクシュアル47、レズビアン39、計86)、中絶(72)、性と生殖の権利(51)、身体(45)、暴力・性暴力(66)、心理分析(49)、母性(46)、政治参加(44)、セクシュアリティ(36)。
- 15) INEGI, Estados Unidos Mexicanos Cien Años de censos de población, 1996.
- 16) Ibid., p.146. 6歳以上の識字人口。
- 17) Valdes, Teresa y Gomariz, Enrique. coord. 1993, *Mujeres Latinoamericanas, Mujeres en México*, FLACSO, p.53.
- 18) *Fem* 1988, año11, Núm.61, 10.
- 19) Poder Ejecutivo Federal, Progresista, Programa de Educación, Salud y Alimentación.
- 20) Instituto Nacional de las Mujeres, “Programa nacional para la igualdad de oportunidades y no discriminación contra los mujeres 2001-2006”, México, 2002, p.39.
- 21) Plan Nacional de Desarrollo 2007-2012, <http://pnd.Calderón.presidencia.gob.mx/> (2010年12月20日取得)
- 22) Instituto Nacional de las Mujeres, <http://www.inmujeres.gob.mx/> (2010年12月20日取得)
- 23) 1990年はじめの経済危機の女性への影響については、González, González, Marisa et.al., 1997, *Impacto de la Crisis 1993-1995, Estadística sobre el mercado de trabajo femenino*, Instituto de Investigaciones Económicas UNAM, México 参照。

- 24) Monárrez Fragoso, Julia, “feminicidio sexual serial en Ciudad Juárez 1993–2001”, *Debate Feminista*, Año 13, vol.25, (abril 2002), pp.279–305. Segato, rita Laura, “la escritura en el cuerpo de las mujeres asesinadas en Cd. Juárez”, *Debate Feminista*, Año 19, vol.37 (abril 2008), pp.78–120 参照。
- 25) Consejo Consultivo del PRONAM, 1997, *Las Mujeres en el Proceso Electoral 6 de Julio de 1997*, PRONAM, México.
- 26) 連邦法の規定は、各州の刑法に従って運用されるため、州により中絶が認められる条件は異なっている。

中絶が認められる理由	無罰化している州の数
暴力による妊娠	32
不可抗力による胎児の死亡	29
妊娠の継続が妊婦の死をもたらす場合	27
胎児に遺伝的、先天的問題がある場合	13
妊娠の継続が女性の健康に害を及ぼす場合	10
合意のない人工的受胎	8
少なくとも3人の子どもがいて、経済的に育てられない場合	1

<http://www.andar.org.mx/> 2010.12.28 取得。

- 27) 無罰化は刑法の対象から外すことであり、自由化は妊娠した女性が中絶を望む場合に、安全で適正な対処が受けられる制度を提供することを意味する。
- 28) 1994年には、家庭内暴力により父親に妊娠させられた少女が、支援機関に助けを求めるまで中絶ができなかった(松久 2002, 453–454)。1999年のパウリーナ事件では、13歳の少女が性暴力に会い妊娠したが、州は中絶の申請に対して対応せず、厚生局やプロビダの組織を通じて中絶をしないよう説得した。GIREがアムネスティに人権侵害を訴えた。
- 29) 2010年の時点で、州の基本法の人権条項にこの種の規定を加えた州は24州ある。  
(GIRE <http://www.org.gire.mx> 2010年12月28日取得)
- 30) 連邦区議会における政党の勢力分布は、PRDが34議席、PANが15議席、PRIが8議席、労働党(Partido del Tarabajo)が5議席、メキシコ緑の環境党(Partido Verde Ecologista de México)が3議席、新同盟党(Partido Nueva Alianza)が1議席となっている。PRD、PT、PNAが左翼連合を形成している。

## 参考文献

Castañeda, Griselda Gutiérrez, coordinadora

2002 *Feminismo en México—Revisión, histórico crítico del siglo que termina—*, UNAM, PUEG, México.

Grupo Información en Reproducción Elegida (GIRE)

2008 “la despenalización del aborto en la Ciudad de México”, *Debate E Feminista*, Año 19, Vol.38, Octubre, 2008, pp.3–8.

Lau Jaiven, Ana

1987 *La nueva ola del feminismo*, Planeta, México.

Lau, Ana y Ramos, Carmen

1993 *Mujer y Revolución 1900 – 1917*, Instituto Nacional de Estudios Históricos de la Revolución Mexicana, INAH, México.

Lavrin, Asunción, compiladora

1985 *Las Mujeres Latinoamericanas: Perspectivas Historicas*, Fondo de Cultura Económica, México.

Macías, Anna

1982 *Against all odds, the feminist movement in Mexico to 1940*, Greenwood Press, Westport, Connecticut, London, England.

Ramos Escandón, Carmen

1987 “Señoritas porfirianas; Mujer e ideología en el México progresista, 1880 – 1910”, *Presencia y Transparencia: La mujer en la historia de México*, El Colegio de México, México.

Ramos Escandón, Carmen, coor.

1987 *Presencia y transparencia: la mujer en la historia de México*, El Colegio de México, México.

2008 “Veinte Años de Presencia: La Historiografía sobre la Mujer y el Género en la Historia de México”, en Melgar, Lucía, compiladora, 2008, *Persistencia y Cambio, Acercamiento a la historia de las mujeres en México*, El Colegio de México, México.

Scott, Joan W.

1988 *Gender and the Politics of History*, Columbia University Press, New York: /Revised ed. 1999.  
(邦訳 1992年, 萩野美穂訳『ジェンダーと歴史学』, 平凡社)

Soto, Shirlene Ann

1979 *The Mexican Women: A Study of Her Participation in the Revolution, 1910 – 1940*, Palo Alto, California.

Stepan, Nancy

1991 “*The Hour of Eugenics*”, *Race, Gender and Nation in Latin America*, Cornell University Press, Ithaca and London.

Stern, Alexandra Minna

1999 “Responsible Mothers and Normal Children: Eugenics, Nationalism, and Welfare in Post – Revolutionary Mexico, 1920 – 1940”, *Journal of Historical Sociology*, Vol.4, December 1999, pp.369 – 397.

Tarrés, María Luisa, compiladora

1992 *La Voluntad de Ser: Mujeres en los noventa*, El Colegio de México, México.

Tovar Ramírez, Aurora

1996 *Mil quinientas mujeres en nuestra conciencia colectiva, Documentación y Estudios de Mujeres*, México.



Trinidad, Laura Orellana

- 2001 “La Mujer del Provenir”, Raíces Intelectuales y Alcances del pensamiento Feminista de Hermila Galindo, 1915 – 1919, en *Signos Históricas*, enero-junio, número 5, Universidad Autónoma Metropolitana, Iztapalapa, México, pp.109 – 137.

Tuñon, Enriqueta

- 2002 *¡Por fin...ya podemos elegir y ser electas!, El sufragio femenino en México, 1935 – 1953*, Plaza y Valdes editores, CONACULTA · INAH, México.

Tuñon, Esperanza

- 1992 *Mujeres que se organizan, el Frente Único por Derecho de la Mujer 1935 – 1938*, Porrúa, México.

Tuñon, Julia

- 1987 *Mujeres en México, una historia olvidadas*, Planeta, México.  
 1991 *El álbum de la mujer vol.III El siglo XIX (1821 – 1880)*, INAH, México.  
 1998 *Mujeres de luz y sombra en el cine mexicano: la construcción de un imagen (1939 – 1952)*, El Colegio de México, México.  
 1998 *Mujeres en México Recordando una historia*, Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, México.

Urias Horcasitas, Beatriz

- 2007 *Historias Secretas del Racismo en México (1920 – 1950)*, Tusquets Editores México, S.A. de C.V., México.  
 2003 “Eugenesia y aborto en México (1920 – 1940)”, *Debate Feminista*, año 14, vol. 27, abril, pp.305 – 323.

アダムズ, マーク B. 編著 (佐藤雅彦訳)

- 1998 『比較「優生学」史—独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』現代書館。

国本伊代編

- 2000 『ラテンアメリカ, 新しい社会と女性』, 新評論。

国本伊代／乗浩子編

- 1985 『ラテンアメリカ 社会と女性』, 新評論。

松久玲子

- 2003 「エルビア・カリージョ＝プエルト—社会主義フェミニストのさきがけ」, 加藤隆浩／高橋博幸編『ラテンアメリカの女性群像—その生の軌道—』, 行路社, 169 – 183 ページ。  
 2007 「エレナ・トーレス—メキシコ革命期のフェミニスト教育家の軌跡」, 同志社大学言語文化学会『言語文化研究』10 卷 1 号, 121 – 141 ページ。  
 2007 「メキシコ革命期の女子教育とジェンダー規範の形成—「母の日」と 1920 年代女子教育をめぐる」, 牛田千鶴編『ラテンアメリカの教育改革』, 行路社, 83 – 100 ページ。  
 2009 「メキシコの国家再建期におけるフェミニズムと女子教育—エレナ・トーレスの女子教育観

松久玲子

を中心に], 『ラテンアメリカ研究年報』 No.29, 1-29 ページ。

松久玲子編

2002 『メキシコの女たちの声—メキシコ・フェミニズム運動資料集』, 行路社。